

組合員証・被扶養者証について

組合員証・被扶養者証はクレジットカード等と異なり、効力を止めることができません。紛失、盗難等で事故が生じた場合は、一切の責任を組合員が負うこととなりますので、組合員本人はもとより、被扶養者の方にも適切な管理をお願いします。

◆ 再 交 付 ◆

紛失、盗難等にあった場合は、悪用防止のため必ず警察署へ届出をしてから、再交付の手続きを行ってください。

1. 提出書類「組合員証等再交付申請書」（「福利厚生ハンドブック」^⑧ 216ページ）
2. 添付書類
 - 紛失及び盗難の場合の添付書類は不要
 - 損傷、または裏面の余白がなくなった場合は組合員証等

届出事項の変更について

次の場合は届け出が必要です。

◆ 氏 名 の 変 更 等 ◆

婚姻等で姓が変わる場合、または氏名の漢字や生年月日の訂正がある場合等

1. 提出書類「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」^⑧ 214ページ）
2. 添付書類
 - 組合員の氏名変更の場合は、戸籍謄本の写し及び組合員証と被扶養者証
(組合員被扶養者証に記載の組合員氏名を変更するため、被扶養者証の添付も必要)
 - 被扶養者の氏名変更の場合は、戸籍謄本の写し及び被扶養者証
 - 組合員及び被扶養者の氏名の漢字等訂正の場合は、戸籍謄本または運転免許証等の写し及び組合員証等

◆ 住 所 変 更 ◆

異動で転居した、進学や就職で被扶養者が引っ越しした、別居していた被扶養者と同居することになった、住所表示が変わった等

ただし、住民票を移さない場合の届け出は不要です。

1. 提出書類「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」^⑧ 214ページ）
2. 添付書類は不要
組合員証等の添付は不要ですが、裏面に新しい住所を自署してください。

⑨20歳以上60歳未満の配偶者（第3号被保険者）が住所変更したときは、「国民年金第3号被保険者住所変更届」（「福利厚生ハンドブック」^⑧ 215ページ）も併せて提出してください。

**ご注意
ください!!**

転居先の住所申告がないと、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書等の組合員本人への通知が届かない場合があります。

